

第 2 期 榛 東 村 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 30 年 3 月

榛東村・榛東村社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進むなか、地域福祉を取り巻く環境は大きく変わってきています。

こうした社会状況のなか、本村においても、高齢化や核家族化等が進んでおり、地域での支え合いの意識や結びつきが薄れてきている状況となっています。これらの課題に対応するためには、行政の力だけではなく、地域に住む村民同士の助け合い・支え合いという、地域の力が重要です。人と人のつながりが希薄化していると言われるなか、地域のあり方について考え、これまで育んできた地域福祉をより一層推進していくことが求められます。

本村では、榛東村地域福祉計画・榛東村地域福祉活動計画を平成24年10月に策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、計画期間満了となるため、社会情勢や村の状況を踏まえ、第2期計画を策定しました。

本計画は、村民一人ひとりの地域福祉活動の参加や支え合いから、関係機関・団体の協力のもと、今後の村の地域福祉を推進することを目的としています。また、計画の実施につきましては、社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体と連携し、進捗管理を行いながら進めてまいりますが、引き続き、村民の皆様の協力が重要になっています。

本村の誰しものが、安全で安心して暮らせるむらづくりに向けて、村民の皆様をはじめ、関係機関・団体の方々の一層のご理解とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました「榛東村地域福祉計画策定委員会」の委員並びに、貴重なご意見、ご提言をいただきました村民の皆様、関係機関・団体の方々に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

榛東村長

真塩 卓



ごあいさつ

村民の皆様には、日頃より榛東村社会福祉協議会の運営及び事業に関しまして、ご理解いただくとともに、ご支援とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、社会情勢の変化などに伴い、地域では各種活動の担い手不足、つながりの希薄化による相互扶助機能の低下、経済的問題による困窮など、多様化・複雑化した課題に直面しており、公的なサービスのみでは解決することができない状況となっています。

社会福祉協議会では、平成24年10月に村と協働で策定いたしました「榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、様々な課題に対応すべく各種事業に取り組んでまいりました。このたび、第1期計画の最終年度に当たり、これまでの振り返りと新たな課題について検討し、地域の実情を踏まえ、総合的な地域福祉を推進するため「第2期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、本村における地域福祉を進めるにあたり、地域住民や行政、社会福祉協議会等、あらゆる機関や団体・組織と協働し、住民相互の支え合い・助け合いに向けて、「一人ひとりが思いやり安心して暮らすむらづくり」の実現を目的としています。計画の策定にあたっては、地域福祉を推進していく理念や仕組みを定める「榛東村地域福祉計画」と一体的に策定することで、地域課題やニーズへ対応する体制づくりを進めていきます。

また、本計画の中では、行政の役割、村社会福祉協議会の役割に加え、村民の皆様をお願いしたいことを掲載しております。今後ともより一層のご理解とご協力、また様々な地域福祉活動への参加をお願いいたします。

結びにあたり、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、住民座談会等のさまざまな場でご協力をいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会

会長 **善養寺 徳男**



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 計画策定の趣旨・背景	1
(2) 地域福祉とは	1
(3) 自助・共助・公助の考え方	2
(4) 地域福祉に係る国の動き	3
2 計画の基本的事項	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	7
第2章 榛東村を取り巻く現状と課題	8
1 統計からみえる状況	8
(1) 人口・世帯の状況	8
(2) 世帯の状況	9
(3) 高齢者の状況	10
(4) 障害者手帳所持者の推移	11
(5) 要介護認定者等の状況	12
(6) 生活保護世帯・受給者数	12
2 地区別の状況	13
(1) 地区別人口の状況	13
第3章 前回計画の評価と今後の課題・方向性	14
1 住民座談会	14
(1) 住民座談会の実施概要	14
(2) 住民座談会の内容	14
(3) 住民座談会の結果	15
2 前回計画の施策の評価	18
(1) 実施概要	18
(2) 地域福祉計画の進捗状況の評価	19
(3) 地域福祉活動計画の進捗状況の評価	21
第4章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 計画の体系	25
4 地域福祉推進におけるポイント	26
(1) 福祉課題への横断的な支援の充実	26
(2) 包括的支援体制による地域づくりの強化	27
(3) 相談支援体制の充実	27

第5章 施策の展開	29
基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながる村づくり	29
(1) 制度やサービスの情報の収集と発信	30
(2) 相談体制の充実	31
(3) 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立	33
基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにする村づくり	35
(1) 地域福祉活動への参加促進と支援	36
(2) 福祉教育の充実	38
(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置	40
基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かな村づくり	42
(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携	43
(2) 地域福祉ネットワークの強化	44
基本目標4 協働による安全・安心な村づくり	46
(1) 避難行動要支援者情報の把握と共有	47
(2) 災害時等の支援体制の整備	48
(3) 交流活動の推進	49
(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進	51
第6章 計画の推進	53
1 地域福祉推進に向けた連携体制の強化	53
(1) 村と社会福祉協議会の連携強化	53
(2) 住民・事業所等との連携強化	53
2 計画の評価・進行管理	54
第7章 資料	55
1 計画策定の経過	55
(1) 計画策定の経緯	55
(2) 事務局員策定準備会議	55
2 榛東村地域福祉計画策定委員会設置要綱	56
3 榛東村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	58
4 榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨・背景

近年、少子高齢化や核家族化の進行、社会情勢の変化等に伴い、住民の生活様式や福祉ニーズの多様化が進み、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

わが国では、平成9年の「介護保険法」の制定や、平成12年の「社会福祉法」の制定（「社会福祉事業法」からの改正）からはじまり、高齢者や障害のある人、子ども等を対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、地域のつながりが見直されています。

本村では、平成24年度に「榛東村地域福祉計画・榛東村地域福祉活動計画」を策定し、「一人ひとりが思いやり安心して暮らす村づくり」の実現に向けて、地域福祉活動を推進してきました。

本計画は、国の動向や地域の状況を踏まえ、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、理念と仕組み、さらにその実践的な活動を定めていくことで、住民の福祉ニーズに対応した地域福祉を推進するものとします。

(2) 地域福祉とは

『地域福祉』とは、公的な福祉サービスだけではカバーしきれない生活課題を解消するため、住民相互の助け合い・支え合いの力を強化し、特定の人を対象とするのではなく、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるような地域社会をつくっていくことです。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

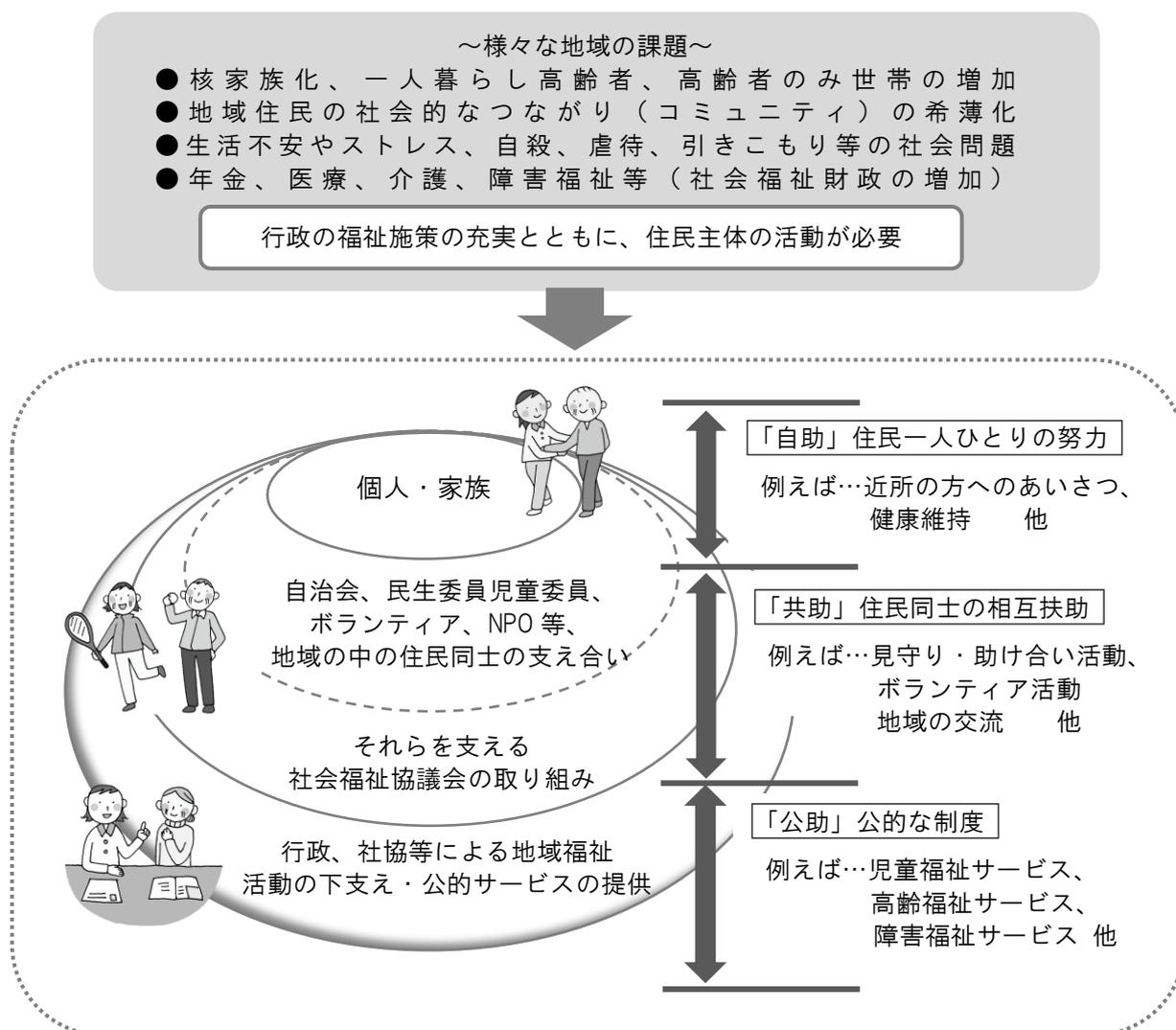
このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

(3) 自助・共助・公助の考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが、「自助」「共助」「公助」の考え方です。様々な生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって、お互いの力を合わせることで地域福祉を推進していくことが重要です。

また、近年の多様化・複雑化する地域におけるニーズには、住民の助け合いによる「共助」は地域福祉の非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO 等が自主的な活動を行うことが求められています。

■自助・共助・公助による地域福祉推進イメージ



(4) 地域福祉に係る国の動き

地域の課題が多様化し、公的サービスのみですべてを補うことがますます難しい状況になってきており、支え合いを理念とする地域福祉の重要性はより一層高まっています。

そのため、住民協働に基づく福祉施策・事業の実施はもちろん、住民が主体となる地域課題への取り組みの仕組みづくりの構築が急務となっています。

■福祉に係る法律の状況

施行年	国の動き
平成 12 年	・ 介護保険法 ・ 社会福祉法（社会福祉事業法からの改正） ・ 児童虐待の防止等に関する法律
平成 13 年	・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成 15 年	・ 次世代育成支援対策推進法
平成 18 年	・ 障害者自立支援法 ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成 24 年	・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成 25 年	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
平成 26 年	・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成 27 年	・ 子ども・子育て支援法 ・ 介護保険法改正 ・ 生活困窮者自立支援法
平成 28 年	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） ・ 成年後見制度利用促進法
平成 29 年	・ 社会福祉法等の一部を改正する法律
平成 30 年	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 ・ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

① 地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。本村の地域福祉を推進するためには、村としての地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向性を示すことが重要であるため、本計画において、村における地域福祉の「理念」と「仕組み」を定めます。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

② 地域福祉活動計画について

社会福祉協議会は、社会福祉法の第 109 条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、地域住民やボランティア、福祉関係者、行政等と連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域住民、ボランティア、NPO、福祉・保健等の関係団体や事業者等が協働し、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

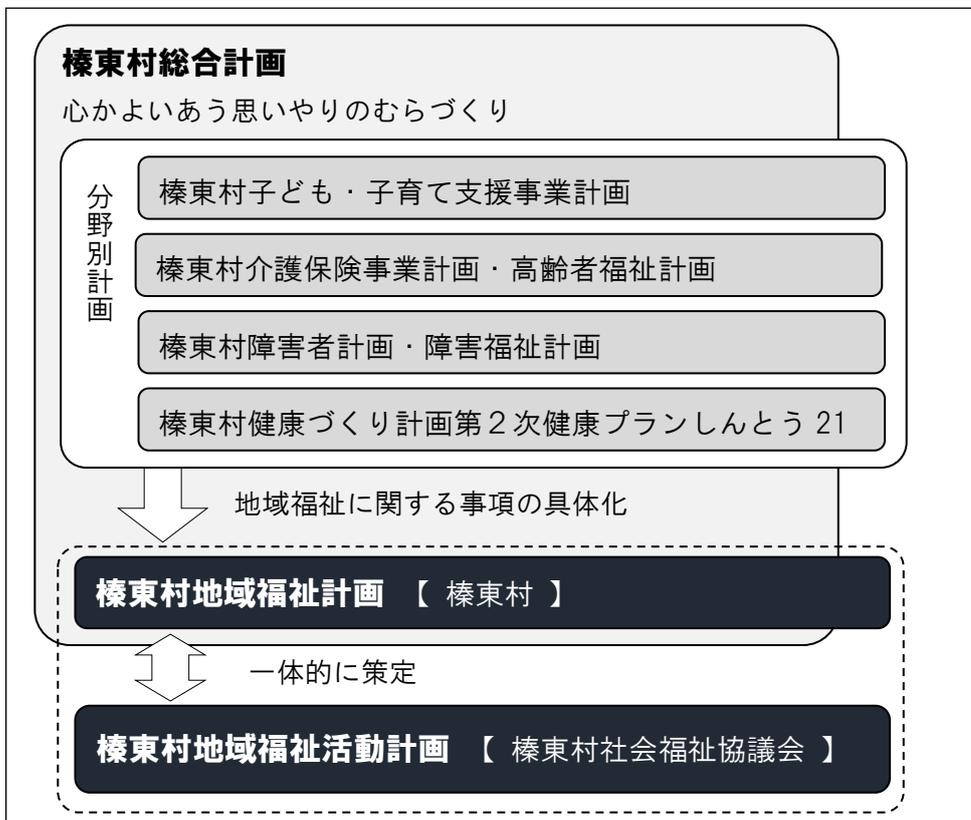
③ 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉を計画的・効率的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

このため、本村では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示す「地域福祉計画」と地域住民や地域福祉に関わる住民組織等が実践する具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助・共助・公助の連携体制の充実を目指し、支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり「地域福祉社会の実現」を進めます。

地域福祉計画は行政計画として、地域福祉活動計画は住民活動計画として、村における他の関係諸計画との連携を図りながら、進めていくことが重要です。

■ 他計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度～平成 35 年度までの 6 か年とし、平成 32 年度を中間の見直し年度と位置づけます。法制度等の改正等があった場合は、見直しを柔軟に対応することとします。

平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
第 2 期榛東村地域福祉計画 【 6 か年 】					
第 2 期榛東村地域福祉活動計画 【 6 か年 】					
	評価・検証・見直し			評価・検証・見直し	

第2章 榛東村を取り巻く現状と課題

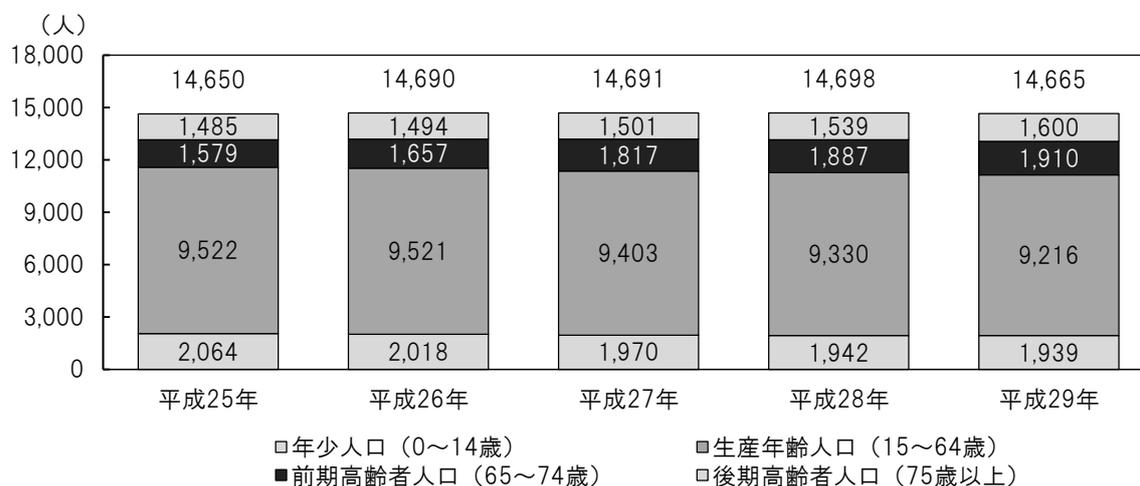
1 統計からみえる状況

(1) 人口・世帯の状況

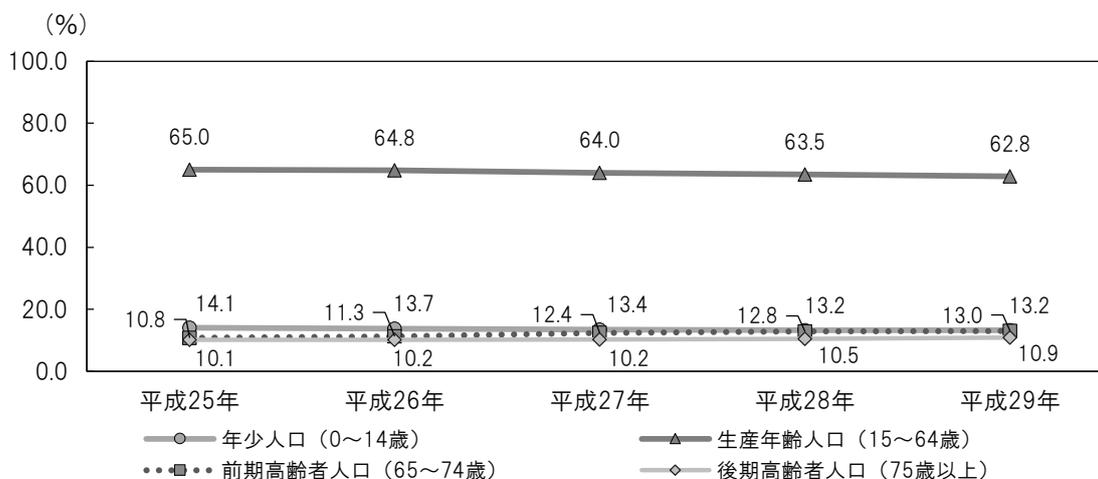
① 人口の推移

総人口は、近年緩やかに増加していましたが、平成28年以降やや減少傾向にあり、平成29年現在では14,665人となっています。また、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しており、平成29年現在の高齢化率は、23.9%となっています。

■ 人口4区分別の推移



■ 年齢4区分別割合の推移

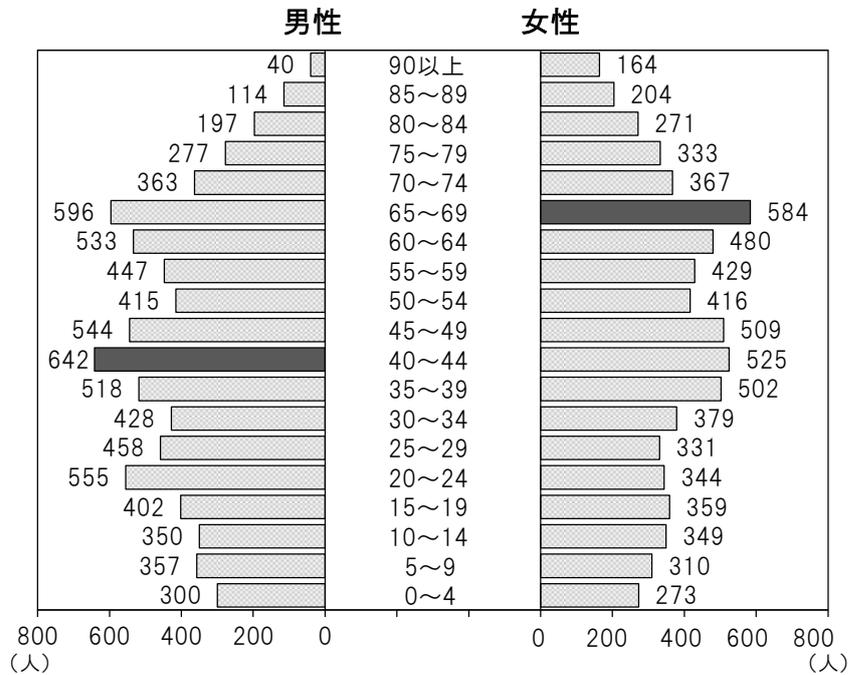


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 人口ピラミット

人口ピラミットから人口構成をみると、平成 29 年現在では男性で 40～44 歳、女性で 65～69 歳の層が最も多くなっています。また、後期高齢者人口（75 歳以上）は、女性で 972 人、男性で 628 人と、女性が男性を大きく上回っています。

■ 人口ピラミット

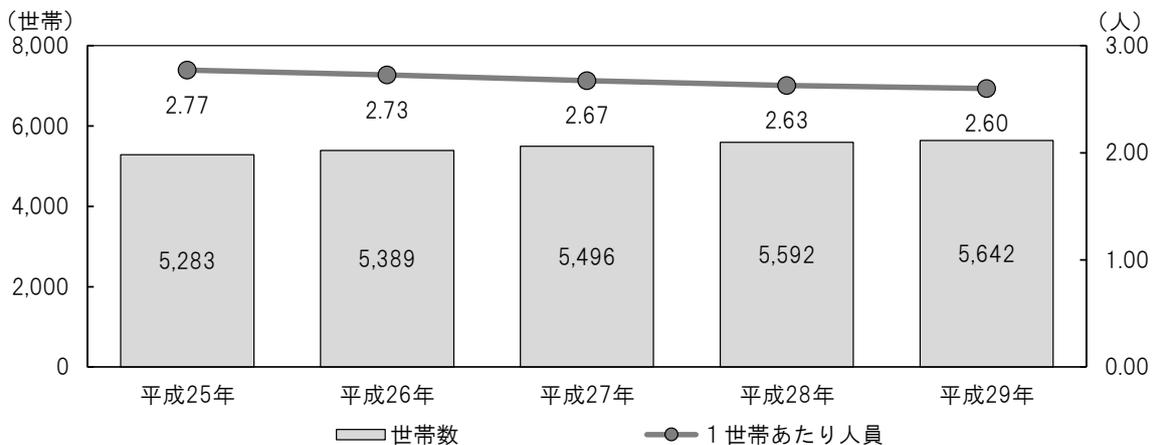


資料：住民基本台帳（平成 29 年 1 月 1 日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数と1世帯あたり人員の推移をみると、世帯数は、平成 25 年以降増加している一方で、1世帯あたり人員数はゆるやかに減少しています。

■ 世帯数と1世帯あたり人員の推移



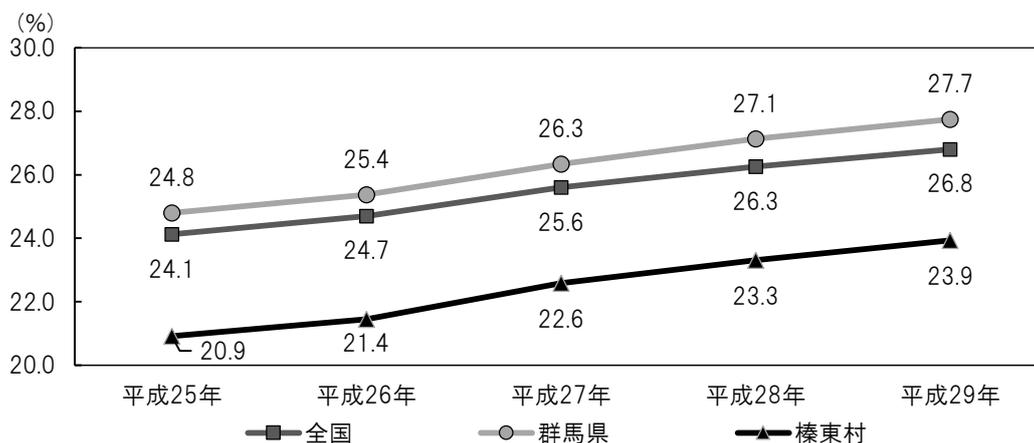
資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢化率の推移

高齢化率（65歳以上が総人口に占める割合）は、年々増加傾向にあります。全国及び群馬県と比べると低く推移しており、平成29年現在では23.9%となっています。

■ 高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 高齢者世帯の状況

高齢者世帯数については、10年間で約1.37倍となっており、なかでも高齢者単身世帯で約1.87倍と、増加の割合が大きくなっています。

■ 高齢者のみ世帯

(単位：人)

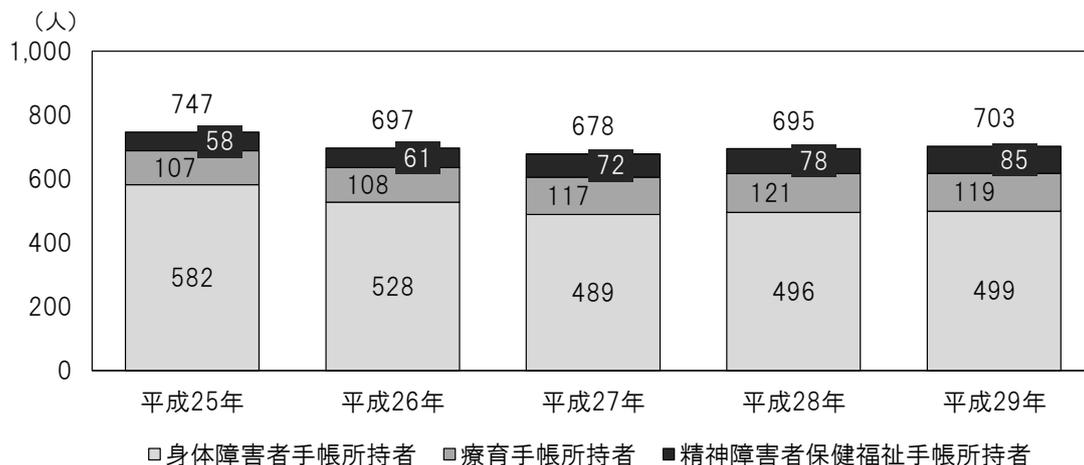
	平成17年	平成22年	平成27年	増加率
総世帯	4,351	4,609	4,859	1.12倍
65歳以上の高齢者のいる世帯	1,575	1,836	2,151	1.37倍
	36.2%	39.8%	44.3%	
高齢者単身世帯	194	256	363	1.87倍
	4.5%	5.6%	7.5%	
高齢者夫婦のみ世帯	265	341	485	1.83倍
	6.1%	7.4%	10.0%	
その他世帯	1,116	1,239	1,303	1.17倍
	25.6%	26.9%	26.8%	
高齢者のいない世帯	2,776	2,773	2,708	0.98倍
	63.8%	60.2%	55.7%	

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者については、平成26年以降700人前後で推移しています。障害種別に見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者で増加傾向にあり、平成29年現在では85人となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



■ 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障害者手帳所持者 総数	合計	747	697	678	695	703
	18歳未満	34	44	49	49	42
	18歳以上	713	653	629	646	661
身体障害者手帳 所持者	合計	582	528	489	496	499
	18歳未満	4	14	12	10	11
	18歳以上	578	514	477	486	488
療育手帳所持者	合計	107	108	117	121	119
	18歳未満	30	29	33	37	29
	18歳以上	77	79	84	84	90
精神障害者保健福祉 手帳所持者	合計	58	61	72	78	85
	18歳未満	0	1	4	2	2
	18歳以上	58	60	68	76	83

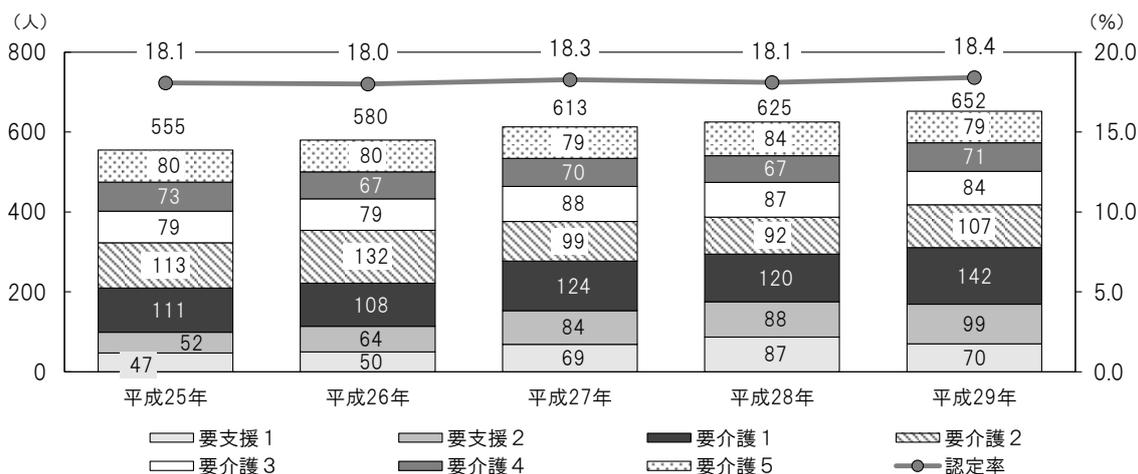
資料：(各年4月1日現在)

(5) 要介護認定者等の状況

要支援・要介護認定者数は、年々増加傾向にあり、平成25年から平成29年にかけて要支援・要介護者数は97人増加しており、平成29年現在の要支援・要介護認定者数は、652人、認定率は18.4%となっています。

要介護認定度別の推移をみると、要支援1と要支援2の増加割合が大きくなっています。

■ 要介護認定者数の推移

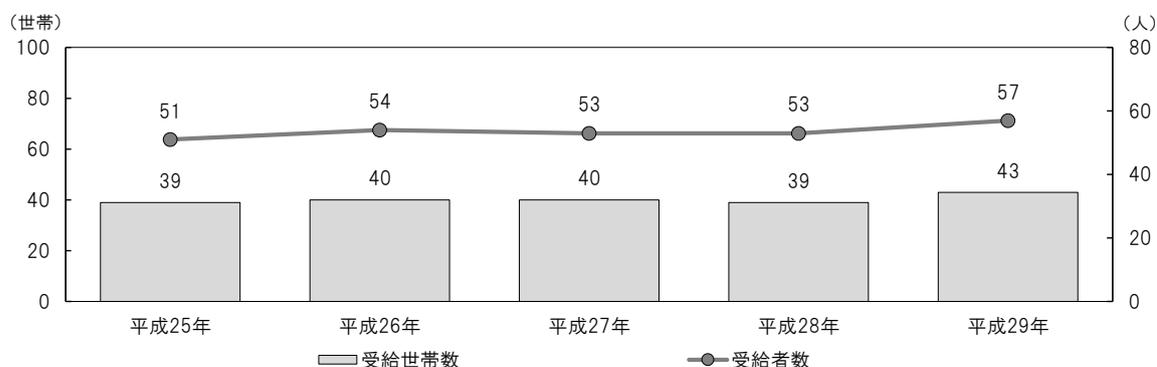


資料：介護保険事業状況報告年報（各年4月現在）
 ※平成29年のみ介護保険事業状況報告月報（3月末）

(6) 生活保護世帯・受給者数

生活保護の受給世帯と受給者数は、平成29年現在では受給世帯数が43世帯、受給者数が57人となっています。平成25年の39世帯と51人に比べると、やや増加がみられますが、平成25年から平成29年にかけて、受給世帯数では40世帯前後、受給者数では50人前後で推移しています。

■ 生活保護世帯・受給者数の推移



資料：（各年3月末現在）

2 地区別の状況

(1) 地区別人口の状況

地区別の人口推移をみると、長岡地区と広馬場地区では、平成 17 年をピークに減少傾向にあり、山子田地区でも平成 22 年をピークにやや減少がみられます。一方で、新井地区は平成 12 年以降増加傾向にあり、平成 27 年現在では 5,391 人と他地区と比べても人口が多くなっています。

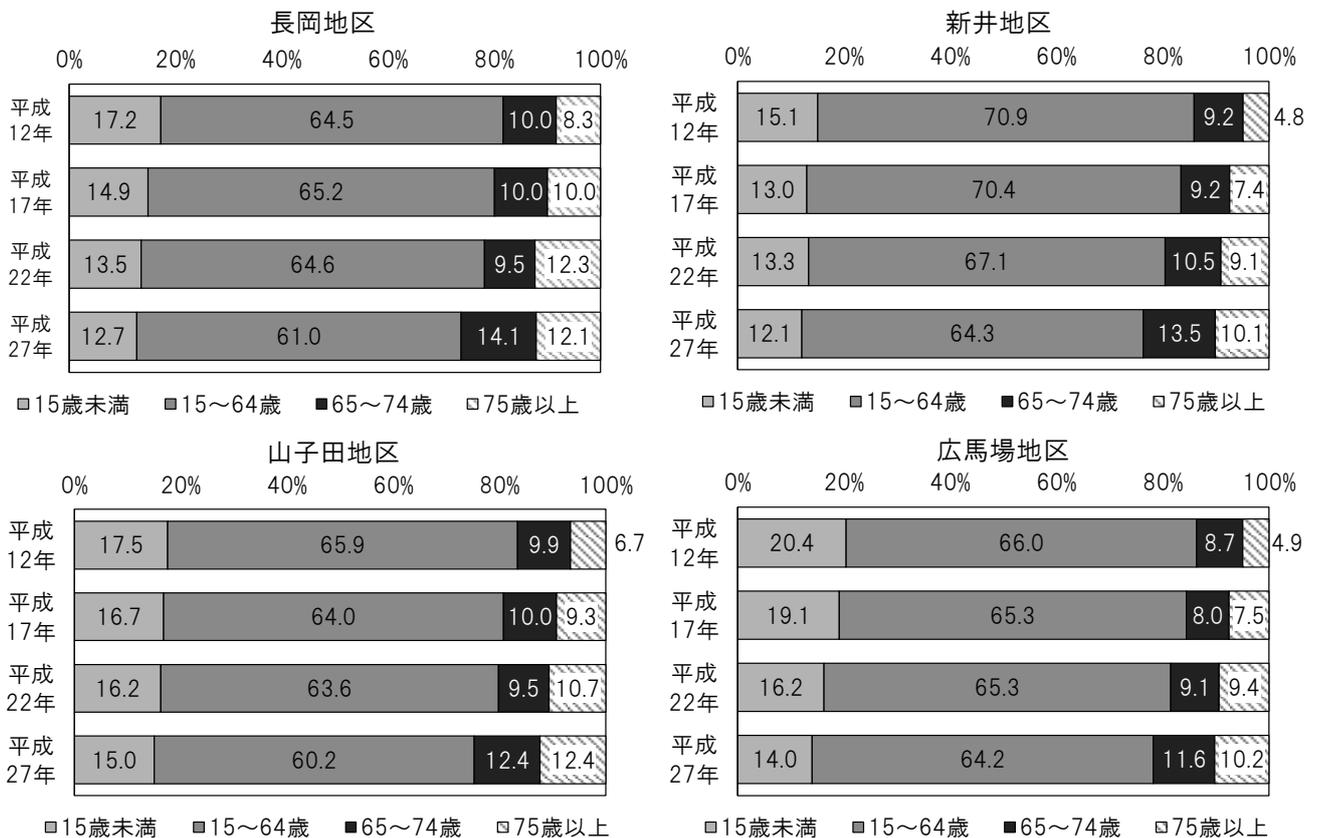
また、地区別で年齢 4 区分別の人口推移をみると、いずれの地区でも 15 歳未満が減少し、65 歳以上が増加傾向にあります。

■ 地区別の人口推移

(単位:人)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数		13,334	14,158	14,370	14,329
長岡地区	人 口	1,793	1,836	1,780	1,720
	高齢化率	18.3%	20.0%	21.8%	26.2%
山子田地区	人 口	2,375	2,651	2,860	2,855
	高齢化率	16.6%	19.3%	20.2%	24.8%
新井地区	人 口	5,161	5,184	5,367	5,391
	高齢化率	14.0%	16.6%	19.6%	23.6%
広馬場地区	人 口	4,005	4,487	4,363	4,363
	高齢化率	13.6%	15.5%	18.5%	21.8%

■ 地区別年齢 4 区分別の人口推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

第3章 前回計画の評価と今後の課題・方向性

1 住民座談会

(1) 住民座談会の実施概要

本村に住む誰もが身近な地域でいきいきと暮らせる地域づくりやネットワーク、支え合いの仕組みづくりの促進に向けて、住民による自由な意見の共有により、地域課題の把握・整理から解決策を検討するため、住民座談会を実施しました。

■ 住民座談会の実施概要

	北小学校区	南小学校区
実施日	9月26日(火)	9月27日(水)
対象地区	1、2、3、4、5、6、7、8、10、11、12、20区	9、13、14、15、16、17、18、19、21区
参加者	55人	40人
会場	榛東村役場 村民ホール	

(2) 住民座談会の内容

住民座談会では、第1期計画における体系の各基本施策に合わせて、話し合いを行いました。基本施策ごとに、自分たちで取り組むことができたこと、取り組むことができなかったことについて意見を出し合い、それらの意見に対して、自分たちでできること、村や社会福祉協議会等をお願いしたいことについて、今後の課題解決に向けたアイデアの共有を行いました。

■ 住民座談会（北小学校区）



■ 住民座談会（南小学校区）



(3) 住民座談会の結果

■ 基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながる村づくり

地域の課題 (できなかったこと)	解決に向けて期待すること	
	住民に期待すること	社協・行政等に期待すること
(1) 制度やサービスの情報の収集と発信		
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス内容の周知不足 ・ ホームページや広報紙、回覧板等、情報がわかれていて分かりづらい ・ 地域の役割や世代等による情報格差 ・ 高齢者への情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長を通じた班の状況確認 ・ 地域での声かけ ・ 回覧板の改良(スムーズな回覧、雨対策等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスや制度等の周知 ・ 安全安心メールの周知 ・ 分かりやすいホームページの充実(音声や文字等への配慮) ・ 相談窓口の周知 ・ 最新情報の提供体制の充実
(2) 相談体制の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談先や相談窓口の周知 ・ 個人情報に係る相談ごとの対応(家庭内のこと、虐待について等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変化が見られる家庭へ訪問 ・ 困っている人へ窓口の紹介 ・ 地域で困っている人の情報を行政や社協等へ連絡 ・ 相談しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談事例の公表 ・ 相談窓口の一本化 ・ 困りごと聞き取り体制の整備 ・ 窓口や受付方法等の柔軟な対応
(3) 生活課題・福祉ニーズの把握		
<ul style="list-style-type: none"> ・ アパート等の新住民の状況把握 ・ 障害のある人への支援 ・ 買い物弱者への対応 ・ 不安や悩みを抱える人の把握 ・ 子ども子育て家庭への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物支援 ・ 新旧住民の交流 ・ 地域交流機会づくりによる顔見知りづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物時の移動支援 ・ 地域見守り隊の結成 ・ 担当課のみではなく、村内の関係各課との連携

■ 基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにする村づくり

地域の課題 (できなかったこと)	解決に向けて期待すること	
	住民に期待すること	社協・行政等に期待すること
(1) 地域福祉活動への参加促進と支援		
<ul style="list-style-type: none"> 子どもや高齢者を対象とした日中の見守り活動 地域福祉に対する認識不足 若い世代の福祉活動への参加 地域活動への参加者等の固定化 	<ul style="list-style-type: none"> 役職者が把握している情報を住民に届ける 区民が集まる場づくり 世代を越えて参加できる、興味を持てる行事の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動を行う人材の育成支援 地域の各団体によるイベントを合同で開催 座談会等の開催による地域課題の共有 団体の年間スケジュールの周知
(2) 福祉教育の充実		
<ul style="list-style-type: none"> 住民が参加できる講演会や学習の機会不足 福祉教育の実施の減少 福祉教育の周知不足 	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流の実施 講演会や勉強会の実施 地域活動団体の活躍の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育のPR 地域レベルでの座談会の実施 若い世代への情報発信
(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置		
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動への理解不足 参加方法の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 活動者に合わせたボランティア活動の実施(内容、時間等) 現状把握と広報 身近な活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 活動情報の提供 参加したい人と活動をつなげる体制づくり 継続的な参加者確保体制づくり

■ 基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かな村づくり

地域の課題 (できなかったこと)	解決に向けて期待すること	
	住民に期待すること	社協・行政等に期待すること
(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携		
<ul style="list-style-type: none"> 各団体同士の情報共有不足 地域組織と福祉関係機関等との連携不足 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で情報共有をし、専門機関等に繋げる 組織で協力し、サロン等の地域活動のあり方を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の明確化
(2) 地域福祉ネットワークの強化		
<ul style="list-style-type: none"> 全住民が便利帳や安心カード等の認知不足 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で子どもを育む意識の醸成 しんとう便利電話帳や安心カード等の適切な利用 	<ul style="list-style-type: none"> 商工会等との協力 しんとう便利電話帳や安心カード等を全住民活用への支援 地域組織の周知

■ 基本目標4 協働による安全・安心な村づくり

地域の課題 (できなかったこと)	解決に向けて期待すること	
	住民に期待すること	社協・行政等に期待すること
(1) 要援護者情報の把握と共有		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支え合いマップの周知 ・ 個人情報の壁による、地域状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人との交流による情報交換 ・ マップを作った後の活用 ・ 各戸訪問 ・ 班長会議等での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支え合いマップの適宜更新 ・ 区の地図等、住民が活用できるものの提供
(2) 災害時等の支援体制の整備		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の備え ・ 防災訓練の参加不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区ごとに災害時の避難訓練 ・ 空き家の把握、見回り ・ 避難所や避難時の対応の把握 ・ 家庭での備え 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時対応のマニュアル化 (ブレーカーを落とす等の基本事項) ・ 避難所受け入れ態勢を整備 ・ 防災用品、使い方等の点検 ・ コミュニティセンターの使い方を検討
(3) 交流活動の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場が少ない ・ 参加者が少ない(年々減少) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから大人までが楽しめる場づくり ・ 身の回りの活動(草とり、花植え等)への参加 ・ 若者が関心のあるテーマでの活動や座談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動(サロン)を広報紙等で周知 ・ ふれあいサロンの情報を回覧 ・ 地区での座談会の開催
(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配食サービス等、村のサービス情報の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者の安全を守る ・ シルバー人材等による見守りの維持、継続 ・ 家庭での備え、意識の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供体制の整備 ・ 日常的に使用する施設や場所等の整備

2 前回計画の施策の評価

(1) 実施概要

本計画を策定するにあたり、村と社会福祉協議会それぞれの各事業・施策において、第1期計画の進捗状況をA～D判定の4段階で評価を行いました。

基本目標の評価基準

A…十分できた B…概ねできた C…あまりできなかった D…未実施

■ 前回計画の体系

基本目標	基本施策
基本目標1 支え合い、一人ひとりが つながる村づくり	(1) 制度やサービスの情報の収集と発信
	(2) 相談体制の充実
	(3) 生活課題・福祉ニーズの把握
基本目標2 一人ひとりの想いを かたちにする村づくり	(1) 地域福祉活動への参加促進と支援
	(2) 福祉教育の充実
	(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置
基本目標3 つながりが生み出す ふれあい豊かな村づくり	(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携
	(2) 地域福祉ネットワークの強化
基本目標4 協働による安全・安心な 村づくり	(1) 要援護者情報の把握と共有
	(2) 災害時等の支援体制の整備
	(3) 交流活動の推進
	(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進

（２）地域福祉計画の進捗状況の評価

① 基本目標１ 支え合い、一人ひとりがつながる村づくり

基本目標１では、地域生活の悩みや不安の解消に向けて、生活課題の把握から情報提供や相談支援体制の充実等についての施策で構成されています。

（２）相談体制の充実と（３）生活課題・福祉ニーズの把握は、いずれも B 判定（概ねできた）の割合が多くなっています。一方で、（１）制度やサービスの情報の収集と発信では、「広報紙やホームページ等による情報提供の充実」や「ニーズに応じた情報提供の充実」が C 判定（あまりできなかった）に分類されています。

（３）生活課題・福祉ニーズの把握では、「福祉ニーズの把握・分析」と「地域施設の有効活用」が D 判定（未実施）に分類されており、村における福祉活動をどのように支援していくかが課題としてあげられています。

施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標 1	（１）制度やサービスの情報の収集と発信	0	3	2	0	5
	（２）相談体制の充実	0	7	2	0	9
	（３）生活課題・福祉ニーズの把握	0	6	1	2	9
	合計	0	16	5	2	23
		0.0%	69.6%	21.7%	8.7%	100.0%

② 基本目標２ 一人ひとりの想いをかたちにする村づくり

基本目標２では、地域福祉活動への意識啓発や活動の場づくり、担い手の支援から育成等、地域福祉に対する理解と関心を高める施策で構成されています。

（１）地域福祉活動への参加促進と支援と（３）ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置を中心に D 判定（未実施）の割合が多く、ボランティア活動等への参加促進や活動の啓発等、ボランティアに関わる活動が課題としてあげられています。現在、住民座談会の開催や住民が福祉活動に関わる機会を提供できていないことから、住民の意識啓発や福祉に接する機会の創出に向けて、福祉に関する活動等の情報提供を行っていくことを検討しています。

施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標 2	（１）地域福祉活動への参加促進と支援	0	1	1	2	4
	（２）福祉教育の充実	1	0	0	0	1
	（３）ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置	0	1	1	1	3
	合計	1	2	2	3	8
		12.5%	25.0%	25.0%	37.5%	100.0%

③ 基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かな村づくり

基本目標3では、村内の福祉・医療・保健・教育等の関係機関から地域組織、地域住民の連携を深め、きめ細やかな支援体制の構築についての施策で構成されています。

全体の50.0%がC判定（あまりできなかった）となっています。今後の課題として住民が地域福祉活動に関われるよう、定期的な会議や地域で活動する団体等への支援を強化していくことがあげられています。また、地域福祉活動における重要な役割を担う福祉関係団体や民生委員児童委員等との連携強化や定期的な会議による情報交換により、村の福祉ニーズを共有することで公的サービスだけでなく、インフォーマルサービス¹を創出していくことが重要であると考えられます。

施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標3	(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織等の関係団体や他機関との連携	1	2	2	0	5
	(2) 地域福祉ネットワークの強化	0	1	2	0	3
	合計	1	3	4	0	8
		12.5%	37.5%	50.0%	0.0%	100.0%

④ 基本目標4 協働による安全・安心な村づくり

基本目標4では、誰もが安全・安心に暮らせる村づくりに向けて、支援が必要な人に対して、公的な支援から住民同士の助け合い、支え合いを進める施策で構成されています。

B判定（概ねできた）が50.0%と最も多く、次いでC判定（あまりできなかった）が40.0%となっています。また、C判定に分類される(2)災害時等の支援体制の整備における「防災意識の啓発推進」や(4)安全・安心に関するむらづくりの推進の「地域における防災・防犯体制の強化」と「高齢者と障害者の権利擁護制度の利用推進」については、広報紙やホームページ等へ防犯知識強化に向けた掲載を実施していくことを検討しています。

施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標4	(1) 要援護者情報の把握と共有	0	1	0	0	1
	(2) 災害時等の支援体制の整備	0	2	1	0	3
	(3) 交流活動の推進	0	0	0	1	1
	(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進	0	2	3	0	5
	合計	0	5	4	1	10
		0.0%	50.0%	40.0%	10.0%	100.0%

¹ インフォーマルサービス

インフォーマルケアともいい、公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援以外の支援。個人を取り巻く家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア、地域社会等による援助の総称。

(3) 地域福祉活動計画の進捗状況の評価

① 基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながる村づくり

基本目標1では、(1) 制度やサービスの情報の収集と発信で「社会福祉協議会ホームページの開設」を除いて、すべての事業でA判定(十分できた)となっています。

施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標1	(1) 制度やサービスの情報の収集と発信	1	1	0	0	2
	(2) 相談体制の充実	3	0	0	0	3
	(3) 生活課題・福祉ニーズの把握	1	0	0	0	1
	合計	5	1	0	0	6
		83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%

② 基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにする村づくり

基本目標2では、(1) 地域福祉活動への参加促進と支援と(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置で、D判定(未実施)がそれぞれありますが、社会福祉協議会では代替的な取り組みを進めています。(1)の「連絡調整会」は他の会議での意見交換や情報共有を行っていること、(3)では「ボランティアセンターの設置」には至っていませんが、新規事業としてボランティア・カウンセラー育成講座を実施し、地域のボランティアについて考えるきっかけづくりを行っています。

施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標2	(1) 地域福祉活動への参加促進と支援	0	1	0	1	2
	(2) 福祉教育の充実	2	4	0	0	6
	(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置	2	2	0	1	5
	合計	4	7	0	2	13
		30.8%	53.8%	0.0%	15.4%	100.0%

③ 基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かな村づくり

基本目標3については、(2) 地域福祉ネットワークの強化の「しんとう便利電話帳の推進強化」がC判定(あまりできなかった)に分類されています。本事業については、方針を変更し、民生委員児童委員協議会との連携により内容の検討を行っていく予定です。

施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標3	(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携	1	0	0	1	2
	(2) 地域福祉ネットワークの強化	2	0	1	0	3
	合計	3	0	1	1	5
		60.0%	0.0%	20.0%	20.0%	100.0%

④ 基本目標4 協働による安全・安心な村づくり

基本目標4では、A判定(十分できた)が53.3%と最も多くなっています。一方で、(2) 災害時等の支援体制の整備で、「訓練、講習会等の協力や開催」がD判定(未実施)となっていますが、今後の活動として、他の事業との連携やイベント時に合わせて行う方向で検討しています。

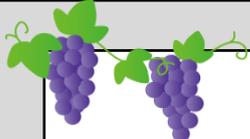
施策・事業		A	B	C	D	合計
基本目標4	(1) 要援護者情報の把握と共有	1	0	0	0	1
	(2) 災害時等の支援体制の整備	0	0	1	1	2
	(3) 交流活動の推進	3	1	0	0	4
	(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進	4	4	0	0	8
	合計	8	5	1	1	15
		53.3%	33.3%	6.7%	6.7%	100.0%

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村では、「第5次榛東村総合計画」において「村民と共に歩むパートナーシップによるむらづくり」を基本理念に掲げ、地域住民と行政の協働による住民が主体のむらづくり、相互扶助の精神に基づいた人に優しいむらづくりを推進し、住民の知恵と協働による自立した村を実現することを目指してきました。

また、平成28年3月に策定された「第6次榛東村総合計画」では、村の将来像を「子供に夢を みんなに福祉と安心を」とし、福祉分野の施策として掲げる「健やかで生き生きとしたむらづくり」を推進するため、本計画においても、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で、地域の支え合いにより安心して豊かな生活を送ることができるよう、地域に関わる住民や地域の団体・社会福祉の事業者等が、地域全体で福祉活動に取り組み、共に助け合い支え合う地域社会を実現していくことを目指し、次の基本理念を掲げ計画を推進します。



基本理念

一人ひとりが思いやり安心して暮らす村づくり

(ぶどうの花言葉…思いやり、信頼、好意)



2 基本目標

本計画の基本目標を以下のとおり設定し、住民一人ひとりから村づくりまで、総合的な地域福祉施策を地域住民と行政・社会福祉協議会が一体となって推進します。

また、「榛東村ぶどう郷」にふさわしく、ワインづくりにたとえ「手摘みで収穫、压榨・絞り出し、発酵、美味しいワインへ熟成」をイメージした基本目標を設定しています。

基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながる村づくり 手摘みで収穫

《情報収集・発信》

一人ひとりの心配ごとなど何でも相談でき、悩みや不安を解消するために、個別の住民ニーズに対応できる専門性を備えた相談事業の展開と同時に、情報を発信し周知・拡充を行い、さらに住民同士による日頃からの声かけや見守り、また、身近な生活課題や福祉ニーズを把握するための活動などを進めます。

基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにする村づくり 压榨・絞り出し

《互いに学び育む》

地域福祉に対する理解と関心を高め、福祉活動に参加する意識を育むため、福祉やボランティアに関する学習や住民同士の話し合いの場をつくり、住民一人ひとりが地域福祉活動を担う一員としての自覚をもつことができる村づくりを推進します。

基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かな村づくり 発酵

《みんなの知恵を絞り出す》

福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係機関や団体との連携を深め、地域福祉活動に対する共通の意識や連帯感を図り、きめ細やかな支援体制の確立に繋がる顔のみえる組織のネットワークを構築します。

基本目標4 協働による安全・安心な村づくり 美味しいワインへ熟成

《支援活動の充実》

住民が住み慣れた村で安心して暮らし続けられるように、交流の場やふれあいの機会の充実を図り、支え合い、助け合い、共に歩む地域を再構築し、住民一人ひとりや各種機関・団体が、住みやすい安心した地域をつくるための取り組みを進めます。

3 計画の体系

理念	基本目標	基本施策
一人ひとりが思いやり安心して暮らす村づくり	基本目標1 支え合い、一人ひとりが つながる村づくり 《情報収集・発信》	(1) 制度やサービスの情報の収集と発信
		(2) 相談体制の充実
		(3) 生活課題・福祉ニーズの把握と支援 体制の確立
	基本目標2 一人ひとりの思いをかたち にする村づくり 《互いに学び育む》	(1) 地域福祉活動への参加促進と支援
		(2) 福祉教育の充実
		(3) ボランティアの育成・ボランティア センターの設置
	基本目標3 つながりが生み出すふれあ い豊かな村づくり 《みんなの知恵を絞り出す》	(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織 などの関係団体や他機関との連携
		(2) 地域福祉ネットワークの強化
	基本目標4 協働による安全・安心な村 づくり 《支援活動の充実》	(1) 避難行動要支援者情報の把握と共有
		(2) 災害時等の支援体制の整備
		(3) 交流活動の推進
		(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進

4 地域福祉推進におけるポイント

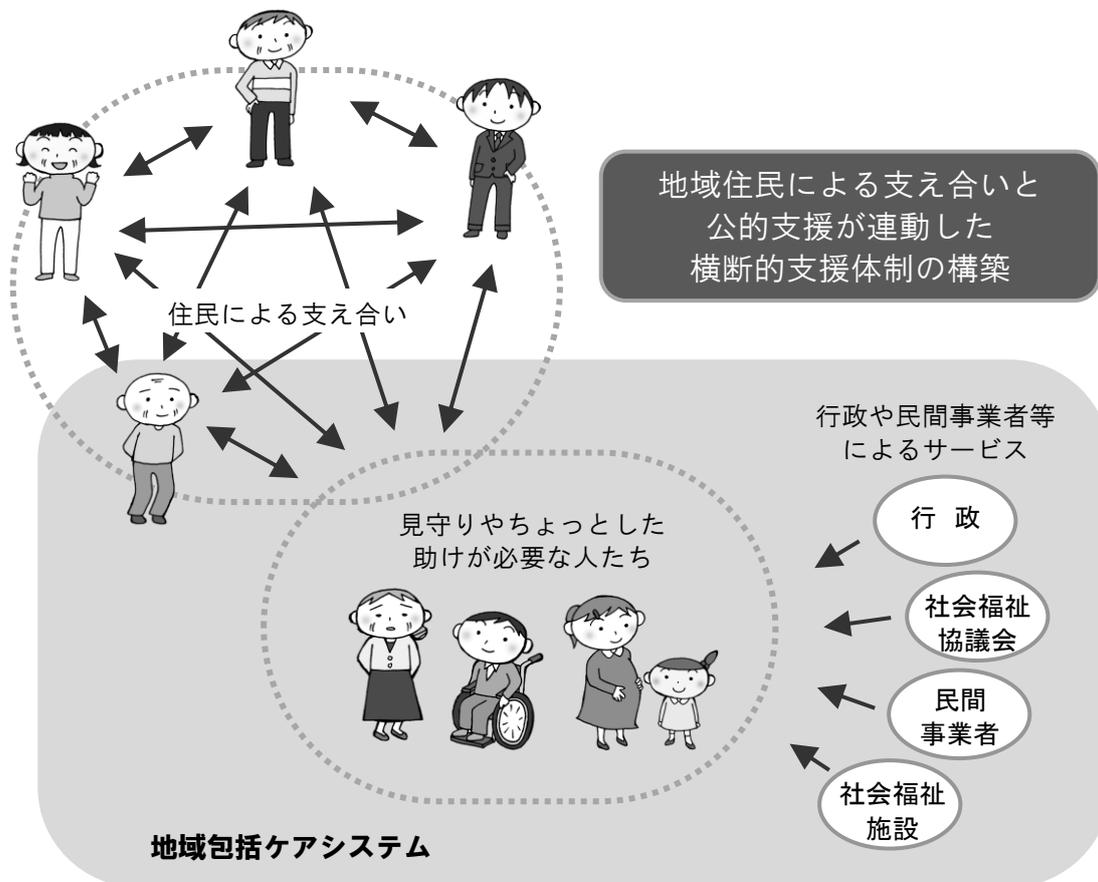
(1) 福祉課題への横断的な支援の充実

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、誰もが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供し、日常生活圏域での生活を支援する「地域包括ケアシステム」の深化が進められています。

地域課題が複雑化・複合化する中で、地域で困難を抱えている人によっては既存の制度・サービスでは基準に合わない、当てはまらないなど、制度の狭間で支援が届いていない、また、困難を抱えていること自体が表に出てこない人が増えていくと予想されます。今後は、「地域包括ケア」の理念が高齢者分野のみの考え方ではなく、高齢者や障害のある人、子ども・子育て家庭等、地域のすべての人を包み込む考え方となる必要があります。

また、高齢や障害、子ども等の各福祉分野において、地域の課題や資源の状況に応じた支援を進めていくことに加え、各分野が連携し、制度の狭間により適切な支援を受けられない人がでないよう、住民相互の支え合い・助け合いと行政や民間事業者等によるサービスにより切れ目のない横断的な支援を進めることが重要です。

■分野を超えた横断的な支援の推進



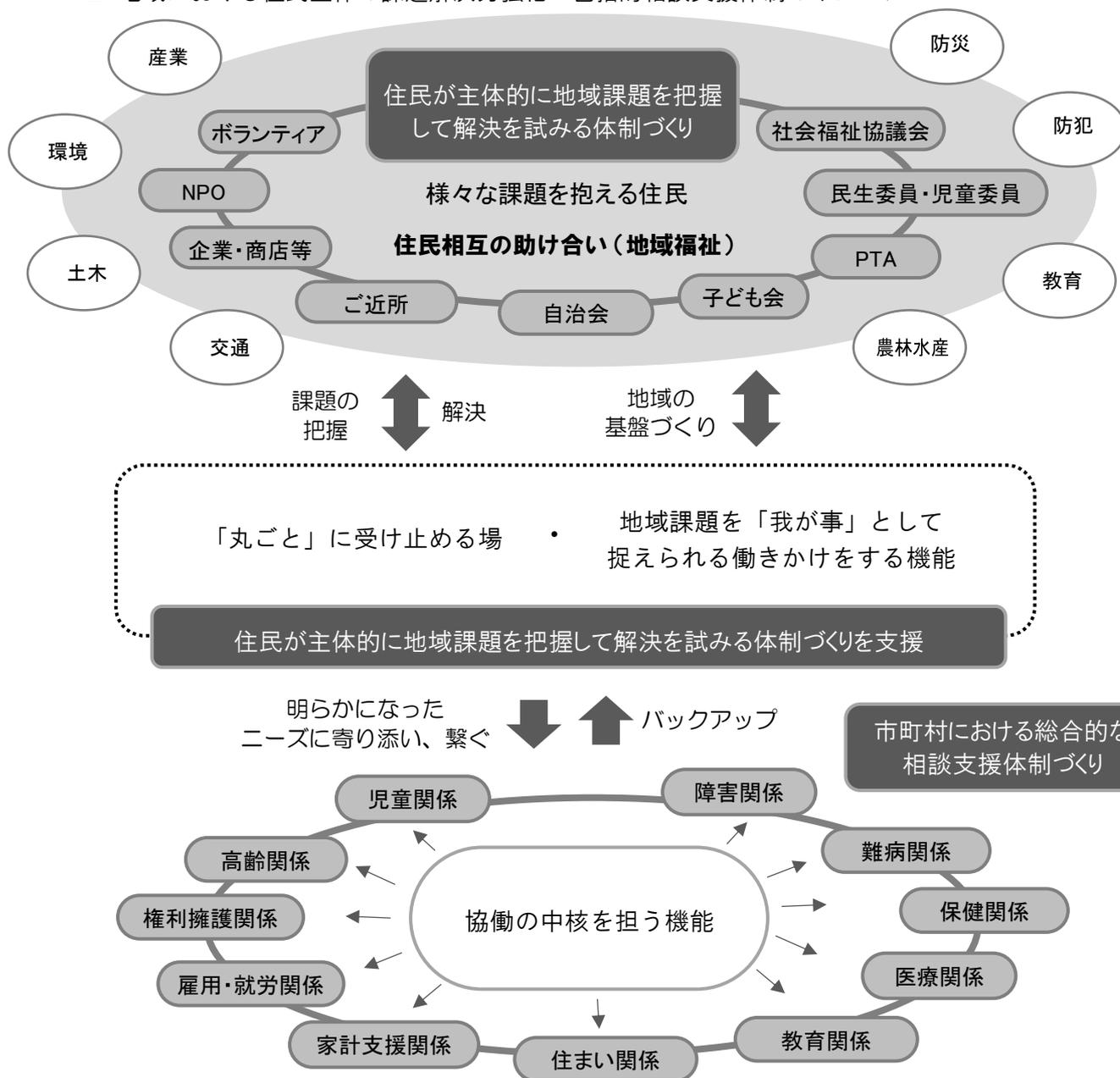
(2) 包括的支援体制による地域づくりの強化

高齢者や障害のある人、生活困窮者等、様々な課題を抱える人が社会参加しやすくなるための横断的な支援に向けては、福祉機関や地域組織、NPO、市民団体、行政、地域住民等の多様な主体が一体となった支援体制づくりが重要です。

本村においても、住民それぞれが地域課題を我が事として捉え、解決する力の強化及びそれを支援する取り組み、様々な相談等を丸ごとを受け入れることができる場の整備、そして、制度や分野等の枠組みを超えた総合的な相談支援体制づくりが求められています。

地域福祉の考え方でもある住民相互の助け合い、支え合いに加えて、福祉に限らず、産業、防災・防犯、教育、環境、交通等の分野との連携により、困難を抱える人の活躍の場や就労の場を確保するなど、包括的な支援体制による地域課題の解決で、安心して暮らせる村づくりを進めていきます。

■ 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的相談支援体制のイメージ

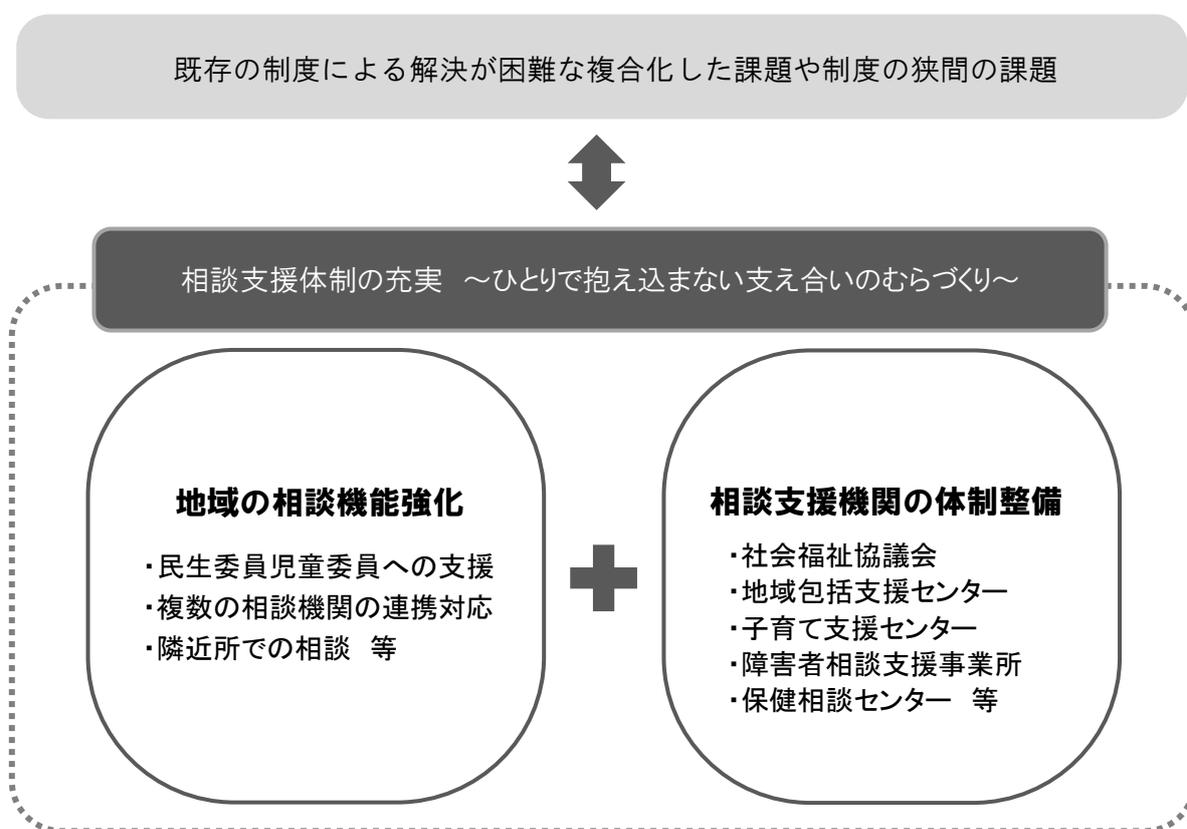


(3) 相談支援体制の充実

住民の誰もが地域で自立し、安心した生活を送るためには、住民が日常生活や福祉等の様々な生活課題に直面したときに地域の中で十分な相談支援を受けることができ、その個々の状況に応じたサービスを適切に選択・利用できる仕組みが必要です。そのため、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者相談支援事業所等で行ってきた相談支援体制をさらに強化するために、身近な地域で相談できる環境の整備や住民が抱える生活課題や、増大化する福祉に対するニーズに対応するための相談支援員の専門性の向上、複数の相談機関の連携等、相談支援体制の強化・充実を図ることが求められます。

民生委員児童委員をはじめとする地域の相談役と社会福祉協議会・行政が連携を深め、地域に根ざした総合的・一体的な相談支援体制の構築を進めていきます。

■ 相談支援体制の充実に向けた推進体制



第5章 施策の展開

基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながる村づくり

現状・課題

地域における生活課題や福祉サービスへのニーズが多様化する中、必要な情報が必要な人に届けられるよう効果的な情報提供が求められています。近年、本村では、広報紙やホームページ、登録者を対象とした安全・安心メールを活用して、地域の情報発信を行っています。

住民座談会では、高齢者を中心にホームページを使用して情報を得ることが少ないと意見があげられており、情報の収集手段としては多くの方が閲覧板を活用しています。しかし、閲覧板についても回数が多く、閲覧される情報が限られていることなどにより、必要な情報が得られていない状況です。また、若い世代については、閲覧板から情報を得るよりもインターネットやホームページ等を活用していること、視覚障害のある人は、書面のみでの情報発信では十分に情報を得ることができないなど、その人の世代や背景等によって情報が得づらい状況となっていることが予想されます。誰もが必要な情報を必要なときに得ることができるよう、情報内容の充実やより良い情報提供方法の検討が求められます。

地域課題の解決に向けては、情報提供の状況をはじめ、地域にどのような課題やニーズがあるのかを把握することが重要であり、地域における見守り体制を強化することや気軽に相談できる体制の整備が必要です。相談先が分からない人やどのような相談をどこまでしてよいのか分からないとしている人も多くいることから、多様化する相談を「丸ごと」受け入れ、相談内容に合わせて専門的フォローができるような体制の構築が求められます。

施策の方向性

(1) 制度やサービスの情報の収集と発信

自分にあった福祉サービスを選択し利用するため、サービスの利用に関することや事業者のサービス内容等の情報が適切に提供されるよう情報提供の充実に努めます。

(2) 相談体制の充実

支援を必要としている人が安心して地域で暮らし続けられるよう、日常的な住民同士の支え合いによる相談機能の充実及び関係機関・団体等と連携した相談対応の充実に図ります。

(3) 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立

社会・家族形態が変容する中で、複雑化・深刻化している生活課題・福祉ニーズを把握し、きめ細やかな支援体制の確立に努めます。

取り組み内容

(1) 制度やサービスの情報の収集と発信

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">行政や社会福祉協議会、地域から発行される回覧板や情報紙、ホームページ等を積極的に閲覧し、最新の情報を得ましょう。どのような福祉サービスがあるか、利用したいときに困らないように調べてみましょう。住民同士で情報の共有・交換を行いましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none">行政区活動等の情報を積極的に発信しましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- 地域における福祉活動の状況や社会福祉協議会の活動内容等を積極的に発信し、地域福祉活動の地域への浸透を図ります。
- 各事業の情報提供、及び住民が抱えている生活課題に密着した情報提供体制の充実に努めます。

事業名	活動内容
社会福祉協議会ホームページの随時更新	組織や事業活動についての広報だけでなく、各種事業・サービスの申し込み、介護保険サービスの受け入れ状況の確認を随時行え、また、住民のニーズに応じた広報内容を充実と迅速な情報発信を進めます。
社会福祉協議会広報紙「夢…21」の発行及び村広報紙の活用	事業活動等を掲載し、広く住民の目に届くよう情報を発信します。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
広報紙やホームページ等による情報提供の充実	村で展開される地域福祉活動の状況等、広報紙やホームページに掲載する情報内容の充実を図ります。
情報伝達の配慮	情報提供にあたっては、高齢者や障害のある人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で整備するよう努めます。
ニーズに応じた情報提供の充実	各種相談や教室等の機会を利用して地域における潜在的なニーズを把握し、高齢者や障害のある人、子育て家庭等の相談機能の充実や実情にあった適切な情報提供を行います。

(2) 相談体制の充実

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで悩まず相談してみましよう。 ・地域の民生委員児童委員や行政、社会福祉協議会等の相談窓口を知りましよう。 ・自ら誰かの相談相手になりましよう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や民生委員児童委員等の相談員の情報を地域に広めましよう。 ・各団体や組織が、自ら活動情報の発信をしましよう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・住民の悩みごとや心配ごとが多様・深刻化している中で、より専門的な立場からきめ細かな相談に応じることができる体制の整備に努めます。

事業名	活動内容
心配ごと相談所開設	<p>(毎月第2金曜日)</p> <p>民生委員児童委員、人権擁護委員(6月、12月)による相談を行います。</p> <p>また、相談員が情報共有できるような場づくりに努めます。</p>
無料法律相談	<p>(毎月第4金曜日)</p> <p>群馬弁護士会員弁護士による相談を行います。</p>
在宅介護に関する相談	<p>(随時相談の受付)</p> <p>来所や電話による相談等、その他身近で気軽に相談できる体制づくりに努めます。</p>

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
相談人材の育成	地域包括支援センター・保健相談センター・子育て支援センター等、各担当課で相談にあたる職員が関係機関の開催する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図るとともに、地域に出向いて対応するなど、気軽に相談できる体制の整備を進めます。
身近な相談体制の充実	地域の団体や社会福祉協議会、行政等からの各種情報が地域へ円滑に提供できるよう、民生委員児童委員や各種相談員の活動を支援するとともに、研修会や相談員相互の情報交換等を充実し、更なる資質の向上を進めていきます。また、多様な相談者に対応するべく、窓口の時間やメールでの受付等、柔軟な対応の手法を検討します。
総合相談体制の整備	個人情報の保護に注意しながら、行政や社会福祉協議会、関係機関相互の相談内容の共有により相談機能の総合化と対応の迅速化に努めます。また、相談事を丸ごと受け入れる体制づくりに向けて、ワンストップによる相談支援の実施を検討します。
児童や高齢者虐待、障害者虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）防止の相談体制の充実	地域における見守り体制を強化するとともに、虐待やDV防止に向けた啓発、相談体制等を関係機関との連携により強化します。

(3) 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民同士で日常的な見守りや声かけを行いましょう。 ・困っている人がいたら、身近な民生委員児童委員等につなげましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・地域において安心して暮らすことができるよう、住民が抱えている生活課題や福祉ニーズを把握し、地域に必要な支援の創出に努めます。

事業名	活動内容
地域支援活動	毎月開催している定例会に出席するなど、各地域民生委員児童委員との連携を密に行い、相談内容等から地域の福祉課題に対するニーズの収集・把握に努め、必要な事業はスピード感をもって創出します。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
福祉ニーズの把握・分析	庁内や社会福祉協議会、関係機関・団体との連携を強化し、相談内容等から地域の福祉課題に対するニーズを収集・把握・分析する体制の整備を進めます。
地域施設の有効活用	高齢者や障害のある人同士のふれあいの場、放課後の児童の居場所等を確保するために、公共施設や学校の空き教室等、地域施設の有効活用に努めます。
子育て支援の推進	「榛東村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健全な育成を支援するため、地域子育て支援センターの機能強化に加え、学童保育所やファミリー・サポート・センター事業の充実、子育てサロンの支援強化等、地域における子育て支援を充実します。
高齢者福祉等の推進	「榛東村介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防ボランティアの育成やサロン活動の充実など、地域における介護予防や生きがいづくりの推進を行います。

施策の方向	取り組み内容
障害者の自立支援の推進	「榛東村障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）」に基づき、障害のある人が地域で安心した生活を送るため、基幹相談支援センターである「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を中心とした障害者相談を充実させるとともに、障害福祉サービス基盤や地域生活支援事業の充実を進めます。
健康づくりの推進	「榛東村健康づくり計画第2次健康プランしんとう21」に基づき、食生活や身体活動・運動等における目標や取り組みについて保健サービスを推進します。
福祉サービスに関する苦情相談体制の確保	福祉サービス利用者が、サービス利用において問題が生じた場合に、事業者と対等の立場で要望が言える環境の整備と、公正な苦情解決への対応に努めます。
社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけ、連携を強化し、各種事業活動を実施するうえで、内容の充実を図ることができるよう支援します。

基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにする村づくり

現状・課題

本村における高齢化率は、平成29年現在23.9%と、緩やかに増加していますが、全国や群馬県と比較すると、低く推移しています。一方、本村においても、単身高齢者の増加に加え、少子化や核家族化が進んでいる状況であり、隣近所とのつきあいが減り、地域の支え合い機能が低下していることが課題となっています。

住民座談会においても、アパート等で暮らす新しい住民との関わりが薄いことや地域活動への参加に個人差が大きいことから、地域の一員としての意識が低く、地域福祉への理解や認識が低くなっていることを懸念する声が出ています。

本村においては、地域福祉意識の醸成のもと、多様な主体の連携による地域活動の推進を図っており、福祉教育の一環として講演会や勉強会を開催するほか、ボランティア組織の活動支援等を行っています。しかし、近年、受け手側と支え手側の双方ともに参加者が減少しており、それに伴う活動自体の縮小化も進んでいます。実際には、地域で行われている活動自体を知らない人も多いことから、活動の周知・啓発を進めていくことが重要です。また、若い世代が関心を持つようなテーマ・取り組みを実施することや、多様化するライフスタイルに対応した活動内容・時間・場所による地域活動の機会を提供することが求められます。

施策の方向性

(1) 地域福祉活動への参加促進と支援

地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす住民の視点が重要です。住民参加の場・機会を設け、地域福祉活動の活性化を促すとともに、多様化する福祉ニーズに対する支援の充実を図ります。

(2) 福祉教育の充実

家庭や地域の状況の変化や個人のライフスタイルの変化等により、地域での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通じて、お互いの思いやりや、いたわりの心を育む機会が少なくなってきました。学校教育や生涯学習を通じ、住民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を高め、地域における相互扶助の強化を図ります。

(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置

住民一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であることを自覚し、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うとともに、リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成を図ります。

取り組み内容

(1) 地域福祉活動への参加促進と支援

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ、声かけ、見守り活動を積極的に実施しましょう。・社会福祉協議会が開催する住民座談会に積極的に参加しましょう。・地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。・隣近所で支援が必要な方の情報を共有しましょう。・広報紙等に掲載されている地域活動を知りましょう。・村や社会福祉協議会が発信する情報や保健・福祉に係る計画に興味を持ち、村での取り組みを知りましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践してみましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・住民同士の助け合い・支え合いの仕組みづくりの啓発や支援に取り組みます。
- ・制度では解決できない地域の課題を住民同士の助け合い・支え合いにより、解決する仕組みづくりを共に考え実践します。

事業名	活動内容
住民座談会の開催	地域ごとに住民座談会を開催し、住民が抱えている生活課題や福祉ニーズを把握・共有し、住民自らその解決方法等を見いだす場の提供だけでなく、その時々住民の声を聴ける体制づくりを進めます。
連絡調整会	福祉関係者だけでなく、様々な関係機関や組織との情報を共有できる会議を開催します。



4区福祉座談会

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
対話型情報提供の推進	住民自らが地域における生活課題や福祉課題を話し合い、共有し、その解決方法等を考える場（住民座談会）の提供を行い、そのような場に専門員や行政職員が出向き、村政の方向性や住民が求める具体的な施策内容の情報提供を積極的に発信します。
地域住民による支え合い活動の推進	住民による支え合い活動を推進するため、「あいさつ・声かけ運動」を強化し、地域での見守り活動等を支援します。
地域福祉活動やボランティア活動等への参加促進	住民の福祉に対する意識の向上や交流活動を促進する効果的なイベント等の開催など、様々な分野で住民が福祉に関わることができる機会を創出します。住民のライフスタイルに合わせた時間や内容等、多様な形でのボランティア活動の実施を推進します。
地域福祉を推進する団体活動の推進・構築	地域福祉活動を行う団体の育成強化を図るため、相談や情報提供体制を強化し、地域において積極的な活動ができるよう社会福祉協議会と連携し支援します。
地域活動を行う人材確保の促進	地域活動への参加者の増加に向けて、村内の各イベントと連携し、地域活動やボランティア活動等の理解促進や周知を促進します。また、地域活動に新規参加者を受け入れられるよう、団体への支援に取り組みます。

(2) 福祉教育の充実

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や隣近所同士で地域福祉について話し合しましょう。 ・関係機関・団体、行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。 ・世代に関わらず、地域の将来を話し合い、自分たちでできることを考えましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実させましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・地域福祉意識の醸成を図るために、福祉教育や交流活動を推進します。
- ・地域の多種多様な活動団体間のつながりを強化します。

事業名	活動内容
福祉教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議 南北小学校・中学校・教育委員会・社会福祉協議会が情報共有・意見交換を行い、互いの福祉教育に関する理解また今後の事業展開における共通の認識を深めます。 ・体験教室、講演会 福祉への関心を深め、自分たちにできること、共に生きることについて考えることを目的に、学校と連携した福祉体験や講演会の実施に加え、今後は住民と共に地域福祉への理解と関心を高められる事業の実施に努めます。 ・福祉体験学習 教育現場から、デイサービスや福祉センター等への福祉体験学習の積極的な受け入れを進めます。 ・はるかひまわり事業 被災地で発芽し育ったひまわりの種を育てることで、命の大切さや自分たちにできることなどについて考え、次の世代へと繋げていく取り組みを進めていきます。 ・敬老はがき励まし事業 村内 70 歳以上の高齢者に対して小学校児童から手紙(はがき)を送ることにより、心のふれあいを深める交流活動に取り組みます。

事業名	活動内容
世代間福祉教育推進	<ul style="list-style-type: none"> 次世代交流事業 次世代を担う若者との交流の場を設け、未来のむらづくりを共に考える場づくりに努めます。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
福祉教育の推進	学校や地域と連携し、高齢者や障害のある人、子どもとの交流や体験学習等を通して、児童生徒に福祉の精神の育成を図ります。また、人権教育の推進を通して、すべての人を尊重し、思いやりの心をもって助け合う精神を育みます。



南小学校 福祉講話



北小学校 県社会福祉大会活動発表



中学校 手話教室

(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動やボランティア活動に関心をもち、理解を深めましょう。 ・自分の知識や技術が地域活動に生かせないか考えましょう。 ・ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・地域における多様な福祉ニーズを把握し、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政の相互の連携をもとに、地域に必要なボランティア活動の発掘・推進を図ります。
- ・ボランティア活動の支援や人材の育成など、村内のボランティア活動の充実に努めます。

事業名	活動内容
ボランティア教室	ボランティア・カウンセラー育成講座や救急救命講習等、ニーズに合った各種ボランティア教室を開催します。
ボランティア組織の活動支援	新たなボランティア団体の活動スタートの支援や現在活動しているボランティア組織への支援を充実し、組織としての意識向上を図ります。
ボランティア活動啓発	広報紙やホームページを活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。また、SNS等を有効に活用し、リアルタイムでの情報発信に努めます。
ボランティア・カウンセラー育成講座	一家に一人のカウンセラーをテーマに、地域の住民に対して相手の心がほぐれるような知識・技法等の普及を図るほか、ボランティアの育成を目的に、講座等を開催します。
除雪支援体制ネットワーク会議	高齢者世帯や通学路の安全確保を目的に関係機関・団体が一堂に会し、顔のみえる関係づくりを大切にし、課題の共有及び相互理解のもと、地域での住民主体の除雪活動推進を促します。
ボランティアセンター設置	ボランティア活動の拠点となるボランティアセンター設置に努め、また、活動をコーディネートする人材の育成を図ります。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
福祉サービスを担う人材育成と確保	多様化・深刻化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービス利用者の支援にあたる有資格者や福祉関連業務従事者に対し、知識や技術の専門性の向上や高度化するニーズに対応するための研修の機会等を充実し人材の育成に努めます。
ボランティア・NPO 活動等の啓発活動の推進	村の広報紙やホームページ等の様々な媒体を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。
ボランティア・NPO 活動の推進・支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア等の組織化、相互の連携・調整等を行うためのボランティアセンターを充実し、ボランティア活動を推進します。



除雪支援体制ネットワーク全体会議

基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かな村づくり

現状・課題

住民相互の助け合いによる豊かな地域社会を実現していくためには、住民の福祉活動への積極的な参加に加え、保健・医療・福祉の関係機関・組織や社会福祉協議会、行政の連携が重要です。また、多様化する地域課題や福祉ニーズに対応するため、福祉組織に限らず、多様な機関との連携が求められます。

また、地域における福祉ニーズには、従来のサービスのみでは対応しきれない事案が増えていることから、地域課題に横断的に対応できる支援体制の構築が必要です。本村では、関係者会議や各種連絡会等の場で関係機関や組織による情報共有等を行っていますが、今後は複雑化する個別ケースへの対応が求められます。隣近所等の身近な地域による支え合い活動から、行政区を中心とした小圏域での地域福祉推進体制の構築まで、様々な分野のネットワーク強化を図り、高齢者や障害のある人、子育て家庭等、すべての住民を包み込む社会を実現していく必要があります。

本村では、各種サービスに加え、「安心カード」や「しんとう便利電話帳」等、住民の安心した暮らしを守るための予防的な取り組みも進められています。しんとう便利電話帳については、平成26年3月に村が中心となって改訂版を作成し、全世帯へ配布しています。そのような住民の日常生活を守るような取り組みが、すべての住民に認知され、活用されるよう、引き続き周知・啓発活動が重要です。

施策の方向性

(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携

福祉に限られた組織だけでなく、他機関との連携も欠くことができないため、既存組織の活用や新たなネットワークの構築等により効率的・効果的に推進します。

(2) 地域福祉ネットワークの強化

地域における多様な生活課題に的確に対応するために、地域全体の広がりのある地域活動の活性化や顔のみえる組織のネットワークの強化を図ります。

取り組み内容

(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	・地域で開催される会議や研修会に参加しましょう。
地域・関係団体の取り組み	・民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・多様化した福祉ニーズに対応するため、関係団体等の福祉に限られた組織だけでなく他機関と連携し、情報を共有することで、課題解決に向けた方策を探ります。

事業名	活動内容
連絡調整会	福祉関係者だけでなく、他会議との連携を図りながら、様々な関係機関や組織との情報を共有できる会議を開催します。
各種団体への支援	高齢者や障害のある人、子育て家庭等、ネットワークを強化するため、各種団体活動の支援を推進します。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
関係団体との連携	保健・医療・福祉関係者との意見交換会や定例会議、ケース会議等を開催し、支援を必要としている人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービス情報等の共有や支援体制の総合的な調整を行い、地域で支える仕組みづくりを進めます。
サービス提供事業所との連携強化	サービス提供事業所との意見交換会を開催し、情報交換や連携体制等について協議し、必要な支援やサービス提供基盤の確保に努めます。
各種団体等への支援	高齢者や障害のある人、子育て家庭等、ネットワークを強化するため、各種団体等の活動支援を推進します。

(2) 地域福祉ネットワークの強化

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは隣近所のネットワークをつくりましょう。 ・地域活動の拠点づくりの充実に努めましょう。 ・日頃から身近な人や団体等との交流を大切にしましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要な支援の体制や機能を検討し、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・地域の多様な福祉ニーズに対応するため、住民組織や各種団体、行政との連携、協力関係を強化し、課題解決に向けたネットワークづくりを推進します。

事業名	活動内容
民生委員児童委員協議会との連携援助	様々な地域福祉活動を行っている民生委員児童委員協議会との連携を深め、情報の共有や依頼への迅速な対応等、地域に根ざした地域福祉活動の展開に努めます。
安心カード設置事業の推進強化	住所氏名、医療情報、緊急連絡先等を記入し、専用容器に入れ冷蔵庫のドアポケットに保管します。安心カードを設置している世帯の情報を渋川広域消防本部と共有し、緊急時における迅速な対応に備えます。
しんとう便利電話帳の推進強化	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の買い物支援を目的として、商工会と社会福祉協議会で「しんとう便利電話帳」を作成し、配達等だけでなく安否確認も行っています。買い物余暇支援事業と連携を図りながら内容の更新等を含め協議していきます。



安心カード

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
民生委員児童委員活動の支援強化	民生委員児童委員によるニーズの把握や相談活動を支援し、民生委員児童委員や社会福祉協議会、庁内の関係各課等の連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスを創出します。
地域組織との連携強化	行政区を中心とした小圏域における地域福祉推進体制を強化するため、民生委員児童委員や社会福祉協議会、行政等の連携、情報提供体制を強化します。
地域福祉ネットワークの構築	行政区相互の連携や地域包括支援センター等の行政機関とのネットワークを強化し、村内全域の地域活動の活性化に努めます。また、村における多様な課題に対応するため、多職種との意見交換により、複雑化する地域課題への対応を進めます。

基本目標4 協働による安全・安心な村づくり

現状・課題

高齢者や障害のある人、子育て家庭をはじめ、すべての人が日常生活に不便を感じることなく地域で安心して暮らすためには、住民相互の助け合いに加え、安全・安心な環境の整備が必要です。

本村では、世代を超えた交流による顔の見えるつながりを目指し、支え合いマップづくりやふれあい・いきいきサロンの開催等、自然な形で住民の一体感や支え合いの「福祉のこころ」を育む取り組みを進めています。また、地域防災計画に基づき、地域における防災支援体制の強化に努めているところですが、住民座談会において住民からは、防災無線が聞こえづらく、情報収集手段として十分に活用されていないとの意見もあげられています。

また、本村では、移動手段として車を利用する人が多くなっていますが、近年、車の運転が難しくなったり、長距離を徒歩で移動することが困難な高齢者が増えています。その他にも、高齢になるにつれ、日常生活上の活動において支援を必要とする人が増えることが予測されます。高齢者に限らず、地域で何らかの支援を必要とする人を中心に、誰もが不自由なく暮らすことのできる地域社会づくりが求められています。

施策の方向性

(1) 避難行動要支援者情報の把握と共有

見守り・声かけ活動を通じ、日頃から隣近所同士が地域で助け合える関係づくりに向け、避難行動要支援者名簿の作成をはじめ、行政と地域や関係機関・団体の情報共有を図り、災害時等の要支援者の避難支援体制の強化を図ります。

(2) 災害時等の支援体制の整備

行政と地域や関係機関・団体と協働による防災・防犯体制を充実させるとともに、住民の防災・防犯に対する意識の向上に努めます。また、あいさつ・声かけ運動、見守り活動を活性化し、災害や犯罪に強い地域づくりを進めていきます。

(3) 交流活動の推進

住みやすい安心した地域をつくるため、誰もが気軽に参加できる交流の場やふれあいの機会の充実を図ります。

(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進

住民が住み慣れた村で安心して暮らし続けられるよう、ニーズにあった事業や支援の展開に努めます。また、高齢者や障害のある人、子育て家庭等、誰もが安心して快適に利用できる生活道路や公共施設の整備等を進めます。

取り組み内容

(1) 避難行動要支援者情報の把握と共有

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・見守り・声かけを積極的に行いましょう。・常日頃から災害時を想定し、備えましょう。・支援が必要な場合は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・支え合いマップづくり等に参加し、避難行動要支援者の情報を地域で共有することで、関係機関との協力体制を築きましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

・平常時から避難行動要支援者の把握など、地域住民や行政と連携した活動を推進します。

事業名	活動内容
安全安心むらづくり事業 ～支え合いマップづくり～	地域全体で見守るネットワークの構築及び顔の見える関係づくりを目的に、地域支援者が一堂に会し、災害時において支援を必要とする方や世帯（避難行動要支援者）等、地域の詳細情報を住宅地図に示したマップづくりを実施し、災害時等における迅速な対応につなげます。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
避難行動要支援者支援体制の充実	避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報保護に留意しながら、災害時に必要な関係機関・団体、地区等との情報共有を図り、「地域防災計画」に加え、避難行動要支援者に関わる個別の計画を作成する等、地域における防災支援体制を強化します。



支え合いマップづくり

(2) 災害時等の支援体制の整備

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から防災・防犯に対する意識を深めましょう。 ・地域の防災・防犯活動に参加しましょう。 ・災害発生時に、自分にどんな支援が必要か考えましょう。 ・いざというときのために、災害時の対応について家族や地域で話し合しましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災、防犯組織の充実に努めましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・災害発生時には、迅速な災害ボランティアセンターの立ち上げや、関係機関等との連携体制の確保が図れる活動を継続的に進めていきます。

事業名	活動内容
訓練、講習会等の協力や開催	行政や自主防災組織との防災訓練等に協力し、地域防災力の向上に努めます。また、災害発生時における外部支援を受ける力（受援力）を養います。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
緊急時の支援体制の確立	個人情報の保護に留意しながら、自主防災組織・民生委員児童委員・消防団・社会福祉協議会・ボランティア等との連携を基に、避難行動要支援者の把握を行うとともに、地域の災害時の具体的な支援体制を強化します。
防災意識の啓発推進	<p>地域の防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等では防災教育を充実させ、地域においては自主防災組織の活性化を図るとともに、村の広報紙等で住民への啓発や情報提供を充実します。</p> <p>また、災害時の対応をマニュアル化することで、日頃から防災意識の啓発から災害時の迅速な行動につなげていきます。</p>
防災・防犯等の緊急時における情報伝達手段の充実	村内等で発生した防災・防犯等の緊急情報は防災行政無線のほか、携帯電話等に配信するサービスの利用促進を行います。

(3) 交流活動の推進

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけ、サロン活動や各種団体活動に参加しましょう。・地域の活動や交流事業に積極的に参加しましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・活動に参加しやすい環境づくりに努めましょう。・様々な人を対象としたプログラムを考え、交流の幅を広げましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・地域での交流を深め、住民が孤立することなく、支え合い・助け合う地域の再構築に努めます。
- ・あらゆる世代の住民が気軽に集まり交流できる場の提供に努めます。

事業名	活動内容
ふれあい・いきいきサロン事業	一人暮らしで日頃話相手がいなく孤立しがちな高齢者の方や外に出る機会が減り家に閉じこもりがちな高齢者の方たちが、お茶を飲みながらおしゃべりやゲーム、カラオケといった活動を通して、人とのふれあいや生きがいに取り組みます。また、サロンに参加できない方への対応を検討していきます。
コミュニティサロン事業 「ハナミズキ」	(毎週水曜日開催) 村内に居住する高齢者や子育て中の親や子ども等、誰もが自由に気軽に参加し、住民が自主的に取り組む活動の更なる充実に努めます。



ハナミズキ

事業名	活動内容
子育てサロン事業支援	現在活動しているサロン事業への支援を充実し、安心して子育てができる環境を支えます。
であい♡夢プロジェクト事業	幸せな家庭を築きながら共生できる地域を目指し、榛東村の良さをアピールしつつ、未来を担う若者たちに新たな出会いと自分磨きの場をピュアなハートで応援します。婚姻率の向上を図るとともに地域における後継者を確保し、村の活性化・発展につなげていきます。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
地域住民の交流活動の推進	住民同士のふれあいの場を充実し、「福祉のこころ」の更なる向上を図るために、高齢者や障害のある人、子ども等との様々な交流行事、長寿会や子供会育成連絡協議会等の地域における活動の活性化に努めます。

(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進

① 協働による取り組み

役割	活動内容
住民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で困っている人がいたら、声をかけ、手を差し伸べましょう。 ・障害のある人や子ども連れの家族等がどのような場合に通行等に不便を感じるか考えてみましょう。
地域・関係団体の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障があるなどの情報提供をしましょう。 ・地域の交通環境や既存の公共施設等、危険な箇所について把握し、村への情報提供や地域で可能な改善策に取り組みましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向

- ・住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、支援を必要としている人たちへの支援活動を推進します。

事業名	活動内容
南北小学生見守り事業	シルバー人材センターの会員による下校時見守り活動 春・通学に慣れていない1年生を対象 冬・日照時間が短い時期は全校生徒を対象 (春、冬、8月以外は月2回実施)
一人暮らし老人等配食サービス	栄養のバランスのとれた食事を配食し、また配食時に安否確認を行います。
寝たきり老人等布団洗いサービス事業	村内在宅で寝たきりの高齢者や重度心身・身体障害児者の方を対象に、毎日を気持ちよく快適に送っていただくとともに、家族の負担の軽減等を図ることを目的に実施します。
福祉機器貸与事業	在宅で介護されている方に介護ベッドや車椅子等、福祉機器を無償で貸し出しを行います。
福祉車両貸付事業	在宅で介護されているご家族に福祉車両の貸し出しを行います。
日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の連絡と協力を行います。
緊急食料提供事業	低所得者等が緊急かつ一時的に生計の維持が困難で生命の危険が予見される場合に食料等の生活に必要な現物を提供します。
個別ニーズ対策事業	通院、買い物支援や余暇支援等、公的サービスの狭間に対応すべき事業の発掘を行い、個別対応の仕組みづくりを検討していきます。

③ 村の施策の方向

施策の方向	取り組み内容
安心して生活できる環境の整備	高齢者や障害のある人、子ども連れの家族等が安心して利用できるよう、公共施設をバリアフリーやユニバーサルデザインに基づく村づくりを計画的に推進します。また、防犯灯や防犯カメラを設置し犯罪の発生しにくい環境を整えます。
地域における防災・防犯体制の強化	「榛東村地域防災計画」に基づき、地域における安全な村づくりを推進します。また、警察との連携を強化し、防犯パトロールの支援体制を強化します。
高齢者や障害者の権利擁護制度の利用推進	村の広報紙やホームページ等を活用し、成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を推進します。また、制度を現在活用していない人が必要としたときのために、制度や事業のポスター掲示等、周知を進めるとともに「榛東村成年後見制度利用促進基本計画（仮称）」の策定に努めます。
生活困窮者への支援	生活保護に至る前の生活困窮者への支援体制の整備を進めます。
消費生活への支援	高齢者等、被害にあいやすい消費者を守るため、悪徳商法や詐欺に関するチラシ等を配布や回覧することで、情報提供の充実に努めます。また、委託事業で行っている渋川市消費生活センターの利用についても広報・啓発を行います。

第6章 計画の推進

1 地域福祉推進に向けた連携体制の強化

本計画の着実な推進に向けては、村と社会福祉協議会のみならず、地域に係るすべての組織・団体との連携・協働の体制を構築していくことが重要です。誰もが住み慣れた地域で可能な限り住み続けられるよう、各組織・団体等のネットワークの強化を図ります。

(1) 村と社会福祉協議会の連携強化

地域福祉の推進に向けて、保健・医療・福祉の分野に加え、教育・建設・生活環境等、様々な分野との連携が必要となります。そのため、庁内の総合的・横断的な体制を整備し、関係各課との連携・情報共有に努めます。

また、村と社会福祉協議会が適切な役割分担のもと、連携・協働して事業を実施し、役割が重複するような分野においては情報の共有を行いながら、ワンストップによる体制を整備することで、村における地域福祉の推進を図ります。

(2) 住民・事業所等との連携強化

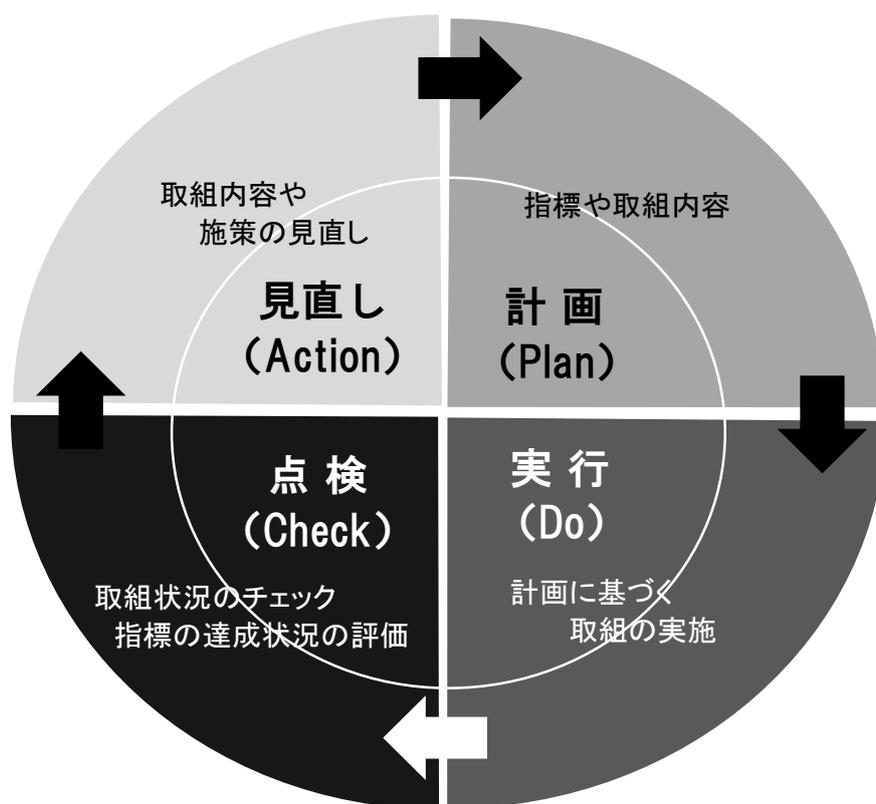
地域福祉の推進には、住民の協力が不可欠となります。住民の地域福祉に対する理解を深め、より身近に感じることができるよう、本計画や地域福祉に関する情報を広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用することで周知・啓発を図ります。

また、地域福祉に係るすべての組織・団体等が連携しながら、地域による支え合い・助け合いを推進できるよう、定例会や地域ケア会議、障害者自立支援協議会等の各種意見交換の場を活用します。

2 計画の評価・進行管理

本計画は、住民や地域組織、関係機関・団体、行政等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、住民を含めた進捗管理が行われる必要があります。そのため、「住民座談会」の開催や「地域福祉計画推進委員会（仮称）」を設置するなど、住民による計画の評価・点検を行い、進捗の確認と今後の方向性について検討を行います。

■PDCA サイクル



第7章 資料

1 計画策定の経過

(1) 計画策定の経緯

年月日	内容等
平成29年9月1日	第1回榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 計画の概要について (2) 統計からみる榛東村の現状について (3) 現行計画の事業評価について
9月26日	住民座談会の実施 北小学校区
9月27日	住民座談会の実施 南小学校区
平成30年1月30日	第2回榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 計画素案について
2月8日～2月28日	パブリックコメントの実施

(2) 事務局員策定準備会議

年月日	内容等
平成29年6月19日	第1回事務局員策定準備会議 計画策定スケジュールについて
6月26日	第2回事務局員策定準備会議 計画策定スケジュールについて
7月21日	第3回事務局員策定準備会議 計画策定スケジュール及び現行計画の進捗評価について
9月1日	第4回事務局員策定準備会議 住民座談会について
9月20日	第5回事務局員策定準備会議 住民座談会について
11月29日	第6回事務局員策定準備会議 計画の素案について
12月22日	第7回事務局員策定準備会議 計画の素案について
平成30年1月26日	第8回事務局員策定準備会議 第2回策定委員会について
1月30日	第9回事務局員策定準備会議 計画の素案及び概要版について

2 榛東村地域福祉計画策定委員会設置要綱

榛東村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉計画を地域の实情に応じて適切に審議し、併せて住民参加型の地域福祉活動を推進するため、榛東村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、榛東村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村民
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定完了までとする。ただし、選出機関及び団体の任期が終了した場合は、新たに任命及び選出された者に委嘱する。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、新たに計画を策定する場合において最初に招集される会議は、村長が招集する。

3 榛東村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

榛東村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 榛東村における住民参加型の地域福祉活動を推進するため、榛東村地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、榛東村地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 村民
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) その他社協会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定完了までとする。ただし、選出機関及び団体の任期が終了した場合は、新たに任命及び選出された者に委嘱する。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、榛東村社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に招集される会議は、社協会長が招集する。

4 榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

NO	区分	役職名	氏名	備考
1	教育委員会	榛東村教育長職務代理者	湯 浅 耕 作	
2	団体代表	榛東村区長会長	松 岡 信 之	副委員長
3		榛東村民生委員児童委員協議会長	堀 内 正 雄	委員長
4		榛東村ボランティア団体代表	浅 見 敏 子	
5		榛東村長寿会長	星 野 孝 佑	
6		榛東村シルバー人材センター運営委員長	狩 野 逸 美	
7		榛東村商工会長	田 中 正 侑	
8		榛東村社会福祉協議会長	善 養 寺 徳 男	
9		榛東中学校長	青 木 芳 弘	
10		榛東村子供会育成連絡協議会長	中 嶋 尚 子	
11		菊地医院	菊 地 鐵 郎	
12		榛東村消防団長	佐 藤 高 士	
13		榛東村農業委員会会長	萩 原 清 己	
14	駐在所	榛東駐在所長	齋 藤 剛	

事務局員

榛東村役場

総務課長	小 山 美 子
総務課主任	清 水 真 澄
健康保険課長	安 田 睦
健康保険課課長補佐	清 水 伸 子
健康保険課係長	関 口 健 一
榛東村教育委員会事務局長	小 池 賢 一
榛東村教育委員会事務局局長補佐	井 口 克 三
榛東村教育委員会事務局局長補佐	石 関 博 之
住民生活課長	山 本 正 子
住民生活課係長	岡 部 貴 一

榛東村社会福祉協議会

事務局長	小野関 芳 美
事務局係長	佐 竹 幸 子
介護保険係長	荒 木 亜 矢 子
事務局主任	大 森 久 美 子
事務局主事	岩 田 恵

第 2 期 榛 東 村 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 30 年 3 月発行

発 行 榛東村・榛東村社会福祉協議会

編 集 榛東村住民生活課 榛東村社会福祉協議会

榛東村

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

TEL 0279-54-2211 (代表)

ホームページ <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

榛東村社会福祉協議会

〒370-3503 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 507 番地 3

TEL 0279-55-5294 0279-54-1126

ホームページ <http://www.shinto-shakyo.jp/>
